

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年6月5日(2025.6.5)

【公開番号】特開2024-31457(P2024-31457A)

【公開日】令和6年3月7日(2024.3.7)

【年通号数】公開公報(特許)2024-043

【出願番号】特願2022-135016(P2022-135016)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00(2006.01)

10

G 0 2 B 23/24(2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 7 1 1

G 0 2 B 23/24 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月28日(2025.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

内視鏡操作部の長手軸方向における一方側に設けられた把持部と、

前記長手軸方向における前記一方側とは反対側となる他方側に設けられた操作部本体と

、前記操作部本体の一側面に配置された湾曲操作ノブと、

前記操作部本体の前記一側面とは反対側の他側面に設けられたユニバーサルケーブル接続部と、

前記把持部を把持した操作者の親指が届く範囲に設けられた操作スイッチであって、前記操作部本体において前記一側面と前記他側面との間に位置するスイッチ配置面の収容凹部内に収容され、前記長手軸方向に揺動可能に構成された操作スイッチと、
を備え、

前記スイッチ配置面に對向する側から見た場合に、前記操作スイッチが操作されていない状態において、前記操作スイッチの頂部における前記長手軸方向の位置は、前記ユニバーサルケーブル接続部の中心位置よりも前記他方側である、

内視鏡操作部。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明の一態様によれば、内視鏡操作部は、内視鏡操作部の長手軸方向における一方側に設けられた把持部と、長手軸方向における一方側とは反対側となる他方側に設けられた操作部本体と、操作部本体の一側面に配置された湾曲操作ノブと、操作部本体の一側面とは反対側の他側面に設けられたユニバーサルケーブル接続部と、把持部を把持した操作者の親指が届く範囲に設けられた操作スイッチであって、操作部本体において一側面と他側面との間に位置するスイッチ配置面の収容凹部内に収容され、長手軸方向に揺動可能に構成された操作スイッチと、を備え、スイッチ配置面に對向する側から見た場合に、操作ス

50

イッチが操作されていない状態において、操作スイッチの頂部における長手軸方向の位置は、ユニバーサルケーブル接続部の中心位置よりも他方側である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

内視鏡操作部18は、操作者が把持し、内視鏡装置2の操作を実行するためのものである。図3乃至図5に示すように、内視鏡操作部18の長手軸方向Axにおける一方側(図3において下方向)に設けられた把持部19と、長手軸方向Axにおける一方側とは反対側となる他方側(図3において上方向)に設けられた操作部本体20と、を備える。操作部本体20は、第1操作部本体51と第2操作部本体52とを含んでいる。第1操作部本体51が、下方向に設けられた把持部19と連接される。第2操作部本体52が、第1操作部本体51の上方向において、第1操作部本体51と連接される。ここで「上方向」及び「下方向」の用語は、操作者が内視鏡操作部18を左手で把持し、一対の湾曲操作ノブ29を、操作者に対し向かって右側に配置して、後述するスイッチ配置面73(図3及び図6参照)に対向する側から見た場合、左手の親指の側を「上方向」、左手の小指の側を「下方向」と定義される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

図3及び図5に示すように、第1操作部本体51は湾曲操作ノブ配置面71とは反対側にユニバーサルケーブル接続面72(本発明の「他側面」に相当)を備えている。ユニバーサルケーブル接続面72は、長手軸方向Axに直交する方向であって、湾曲操作ノブ配置面71とは反対方向を向いた側面であり、このユニバーサルケーブル接続面72にユニバーサルケーブル接続部54が設けられる。ユニバーサルケーブル21の基端側が、ユニバーサルケーブル接続部54に接続される。ユニバーサルケーブル接続面72には、ユニバーサルケーブル接続面72から離間する方向に突出する導出部分59が設けられ、ユニバーサルケーブル接続部54は、この導出部分59に設けられている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

実施形態では、操作スイッチ56が収容凹部57に収容されている。したがって、図4に示すように、操作スイッチ56が操作されていない状態で、スイッチ配置面73から操作スイッチ56の頂部58までの距離Lを小さくでき、また、頂部58をスイッチ配置面73より下側にも配置、すなわち、外側に露出させないこともできる。この距離Lを小さくすることにより、図6に示すように、操作者が手指で一対の湾曲操作ノブ29を操作する際、又は、操作者が親指77をスイッチ35と一対の湾曲操作ノブ29と間を移動させる際、操作者の親指77が操作スイッチ56と干渉することを抑制できる。干渉を回避することで、操作スイッチ56に対するユーザビリティを向上できる。

10

20

30

40

50